

## 令和5年度 甲種防火管理者資格取得講習会（新規講習） 実施要領

## 1. 受講の目的

この講習は、消防法第8条第1項により政令で定める甲種防火管理者の資格取得講習です。

## 2. 受講対象者

主として甲種防火対象物の防火管理者に選任されようとする方。

## 3. 講習実施機関

養老町消防本部

## 4. 講習日時及び講習会場

日 時 : 令和5年7月6日（木）、 7日（金）の2日間

場 所 : 養老町石畑491 養老町中央公民館〔中ホール〕

## 5. 受講の手続き

受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入し、写真（3ヵ月以内のもの）を貼り付け、1次募集6月1日から6月22日（養老町、上石津町在住在勤）、2次募集6月23日から6月29日（制限無し）までに直接、消防本部予防課まで申し込みください。

（養老町消防本部 予防課：養老町高田798 TEL32-1510）

## 6. 受講料について

無料。ただし、受講の際、テキスト代金として現金で4,000円を要します。

**※7月6日（木）に開催場所受付でテキスト代金をお支払いください。**

**※テキストは受講会場でお渡しします。**

## 7. 修了証の交付について

全科目講習を受講した方に、修了証を交付いたします。

## 8 防火管理制度について

区 分	甲種防火対象物		乙種防火対象物		
用 途	特定防火対象物 飲食店・店舗等	非特定防火対象物 役場・学校・工場等	特定防火対象物 飲食店・店舗等	非特定防火対象物 役場・学校・工場等	
収容人員	注)10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
建物面積	—	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
選任資格	甲種防火管理者		乙種防火管理者		

※甲種防火管理講習の修了者は、甲種及び乙種の防火対象物の防火管理者となることができます。

(注)消防法施行令別表第1より6項ロ又は16項の2のうち6項ロの用途部分を含む。

## 9 その他

- 1) 定員（30名）に達した場合は、申し込みを締め切らせていただきます。
- 2) 受講後に欠席、早退をされてもテキスト代金の返金はありません。  
テキストはお渡しいたします。
- 3) 消防用設備点検資格者及び自衛消防業務講習修了者の資格を有する方は、受講申込時の申請（有資格者である証明が必要）により、一部科目の受講が免除されます。ただし、受講免除の科目であっても、受講することは可能です。
- 4) 講習会場へは筆記具を持参し、第1日は9:10から、第2日は9:00から受付を行いますので、遅れないようにお越しください。

## 10 留意事項

- 1) 発熱、体調不良の方は受講できません。
- 2) 講習会場内での飲食は禁止です。（水分補給は除く）

## 講習日程（中ホール）

## 第1日目

時 間	科 目
9:10～ 9:30	受 付
9:30～ 9:50	開講式・講習案内
9:50～10:50	防火管理の意義と制度の概要
11:00～12:00	火災の基礎知識
12:00～13:00	昼 食（各自）
13:00～13:50	火気管理
14:00～14:50	危険物の安全管理
15:00～16:00	地震対策

## 第2日目

時 間	科 目
9:00～ 9:10	受 付
9:10～10:30	施設・設備の維持管理
10:40～11:40	防災設備の取扱い及び火災実験
11:40～12:40	昼 食（各自）
12:40～13:30	自衛消防
13:40～15:00	防火管理の進め方と消防計画
15:10～15:30	自主研修
15:30～15:50	閉講式（修了証交付）

※ 講習当日は、受付を行いますので必ず時間までに会場にお越しください。  
都合により科目の入替がある場合がありますのでご了承ください。